

北朝鮮の金融改革の動向 商業銀行制度の導入を中心に

韓国輸出入銀行南北協力本部副部長 柳承鎬

はじめに

北朝鮮が2002年に経済管理改善措置（7・1措置）を発表した後、次の段階で金融改革、すなわち商業銀行制度の導入が期待された。これは、中国の場合、北朝鮮の7・1措置と類似する価格および賃金の現実化措置を1978年に行った後、1979年から金融改革に取り掛かったためである。

最近公開されている北朝鮮の中央銀行法、商業銀行法などの法律が立法されたのは、中国と同じく北朝鮮でも金融改革が始まったという証である。まだ、法令以外に具体的な状況は知られていないが、金融改革の開始は、今後の経済システムに多くの変化が起こるであろうことを意味している。

本稿では、北朝鮮の金融改革関連法令分析などを通じて、北朝鮮の金融改革現況と方向について述べることにする。

・北朝鮮の社会主義金融制度の特徴

1. 唯一の資金供給体系

社会主義国家では、生産手段が原則的に国家所有であり、企業の生産、投資などを含むすべての経済活動が国家計画を中心に構成される。企業などの経済活動に必要な資金も、国家計画によって中央銀行で統一的に供給される。このような社会主義計画経済の特徴は、北朝鮮にも適用される。

北朝鮮は、1964年から中央銀行が責任を負って国家資金を統一的に供給する体系を構築した¹。

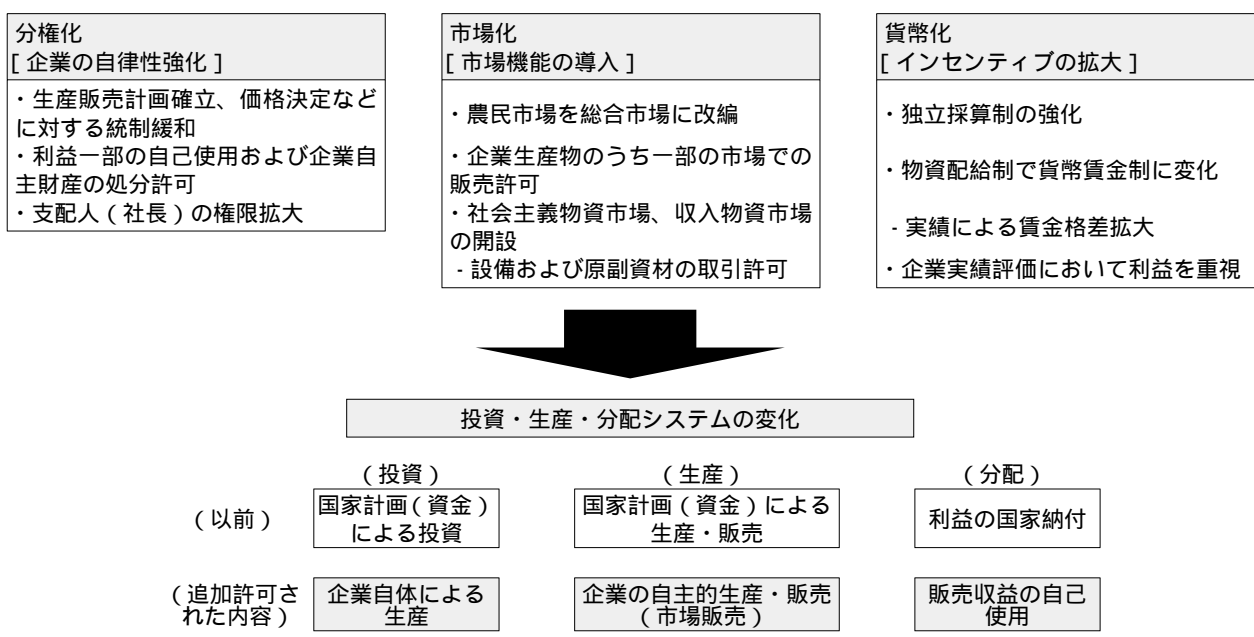
北朝鮮では、国家計画による資金動員および分配は主に財政が担当するので、金融は独立的な資金仲介機能を遂行することができなかった。金融は、住民の遊休資金の動員、企業などの一時的な資金過不足処理など極めて制限された機能のみを遂行するだけである。金融が財政を補う受動的な機能のみを遂行するので、市場経済に比べて金融の役割が微弱である。

2. 単一銀行制度（mono-banking system）

社会主義計画経済では、資金調達および管理の効率性を向上するため、一つの国家銀行（中央銀行）が、国家計画により資金を独占管理するソ連式単一銀行制度を採択した。北朝鮮も1945年、銀行を国有化して単一銀行制度を導入して1964年に完了した。

その後、北朝鮮の通貨および国内金融は朝鮮中央銀行が、外国為替および対外取引は朝鮮貿易銀行が管理する体制が商業銀行法の制定以前まで持続した。朝鮮中央銀行は、通貨発行、通貨量調節、国庫業務など中央銀行の固有の機能だけではなく、預金および貸出など商業銀行の役割も独占的に行った。朝鮮貿易銀行も同じく、国家外貨収入および

【7・1措置と经济管理システムの変化】



¹ 『財政金融辞典』社会科学出版社（平壤）、1995、p. 847

支出管理、為替決定、外貨預金および貸付など対外取引と外国為替業務において、朝鮮中央銀行と類似する機能を遂行した。それ以外に、大成銀行、金剛銀行など対外取引専門銀行が、1978年以後設立されたが、これらは労働党、軍など特定部門の外貨管理業務のみを遂行しただけである。

3. 貨幣（ウォン）による統制

北朝鮮銀行の主要機能のうちの一つは、企業などに供給される資金が、国家計画にしたがって合法的に利用されているかを監視することである。銀行は、経済のすべての部門に対して財政的統制する国家機関²であり、国家資金を統一的に供給する事業を通じて、機関・企業所の全般的な生産過程に対して、ウォン（北朝鮮通貨）によって、統制しなければならない³ということの規定した。このように、資金流れの統制を通して、実物経済を監視する機能を「ウォンによる統制」と呼んでいるし、銀行の主要機能であることを強調している。

「ウォンによる統制」は、二つの原則によって実効性が確保される。まず、「すべての機関・企業所・団体は、銀行に1個の口座のみを保有しなければならないし、すべての収入と支出は、この口座を通して決済」しなければならないという唯一口座原則である。次は、企業などの固定財産登録である。北朝鮮の機関・企業などは、すべての固定財産を銀行に登録して定期的に点検を受けなければならない。これらを通じて、企業のすべての取引は実質的に銀行の監視に置かれるようになる。

・ 経済管理の改善措置と金融改革

1. 商業銀行制度の導入の背景

ア) 非計画部門の登場と経済管理システムの変化

社会主義計画経済では、原則的に企業などの投資、生産が国家計画によって行われ、これによって発生する収益も国家により再分配される。北朝鮮もこのような社会主義計画経済を導入し、党が経済全般を管理、統制してきた。しかし、東欧社会主義国家の崩壊などにより1990年代以降、北朝鮮経済が沈滞し、党が資源を動員、分配する能力が弱体化し、計画経済以外の部門、非計画部門が急速に増加しはじめた。このような状況で経済を立て直すためには、す

に非公式的にかなり進んでいた市場経済的要素を制度内に受け入れ、経済を活性化する必要がある。「国家計画・価格によって生産と流通が行われる計画経済部分以外に企業間の契約と合意により、経済の取引が行われる部分が新しく生まれ、これを計画経済とどのように結合させるかが重要な課題」⁴となった。

このような認識に基づき、計画部門と非計画部門の共存、むしろ非計画部門を経済活性化に活用するためには経済管理システムを改善する必要がある。「すべての経済事業を統一的指導を通して行おうとする偏向を克服し、価格と生産、流通分野で国内外市場を積極的に利用」するためには「計画的経済管理と商品貨幣関係の利用を正しく結合することが重要」⁵だと認識するようになった。これによって分権化、市場化、貨幣化を基調に経済管理システムの改善に取り掛かることになったのである。

イ) 財政機能の弱体化と企業の自律性の引き上げ

このような経済管理システムの改善は、企業等の資金調達および使用にも現れた。企業などに対する財政支援を縮小するかわりに企業の自己資金による投資や生産および収益の一部を使用することを許可したのである。「国家予算収入法」は企業の資産を国家投資を受けた資産と自己資金で用意した資金とを区分し、後者については国家予算の納付金の減免、減価償却金の納付の免除、販売収益金の自体使用の許可⁶など、自己資金による生産、投資活動を奨励している。特に、「国家が生産に必要とする全てを円満に保障できない条件で工場、企業が生産を正常化し、拡大するためには自主的に使える元手」である「自己資金」の造成を強調しながら、「該当工場、企業だけが利用することができ、どのような人も他のところに使えない」という自己資金の利用に対する侵害を制限している。

ウ) 遊休資金の産業資金化

一方、北朝鮮からの脱出者のアンケート調査によって推定した研究結果によれば、北朝鮮には約13億ドル規模の現金が住民の間に保有、流通されているという。金融機関に貯蓄されないのは、北朝鮮のウォン貨と金融機関が信頼を失っているからである。今までのインフレーションで、北

² 金日成「銀行事業体系を直すこと対して」『金日成著作集』17巻（朝鮮語版）、p. 501

³ 『財政金融辞書』、p848

⁴ 尹載昌、「現時期の経済管理をわれわれ式で解いて行くためにしっかりと行わなければならないいくつかの問題」『社会科学院学報』、2007年1号、p. 16

⁵ 『我が党の先軍時代経済思想解説』、朝鮮労働党出版社、2005（『民族21』、2007年6月号、p. 173より再引用）

⁶ 「国家予算収入法」（2005.7.6 制定）第27条、第30条、第45条

金融関連の調査研究動向

時期	北朝鮮機関	場所/海外機関	内容
'01.2	朝鮮中央銀行など5名	ワシントン/ワシントン大学	経済、金融関連研修
'01.4	社会科学院など10名	上海/アジア財団	租税、会計、金融研修
'02.8	朝鮮中央銀行10名	北京/中国国営銀行など	中国の銀行制度調査
'04.3	北朝鮮研究所、学者など	平壤/ドイツナウマン財団	市場経済会計制度セミナー
'04.6	朝鮮中央銀行など	平壤/ドイツハンスザイデル財団	国際金融セミナー
'04.9	中央銀行、貿易銀行など	イタリア開発協力総局	金融分野研修
'04.10	朝鮮貿易銀行など	平壤/ドイツナウマン財団	市場経済金融制度セミナー
'05.9	経済、財政専門家10名	ドイツ/ドイツナウマン財団	市場経済財政、金融研修
'06.3	財政省など	ドイツ	政府会計と銀行機能など

(出所) 各種資料を基に筆者作成

朝鮮の通貨の価値が下落しているし、銀行に貯蓄したお金も自由に引き出すことができないために、住民は預金を避けている。その結果、貨幣が銀行に集まった産業資金として再投資されず、住民の間だけで流通している。そのため、住民が保有している貨幣を金融制度内に取り込み、企業の投資および生産資金として活用するために商業銀行の設立を推進しているように見える。

2. 金融改革関連の動向

ア) 市場経済金融制度の調査研究

北朝鮮は、2000年代に入り金融改革の必要性を認識して、本格的な内部準備作業を始めたように見える。北朝鮮は、1997年から研修生派遣、産業視察、ワークショップなどさまざまな方式の市場経済研修を本格化した。2001年以後、財政、金融、会計などで研修分野を拡大して、金融システム改善に必要な調査研究を始めた。朝鮮中央銀行など金融担当者を中国の国営銀行に派遣して、中国の金融改革事例を調査⁷し、ドイツのフリードリヒ・ナウマン財団などと市場経済金融制度のセミナーを実施するなど、金融改革に

必要な知識と経験を習得して、金融改革を準備して来た。

イ) 金融関連法・制度改革

北朝鮮は、2000年以後、市場経済金融制度と中国などの金融改革事例に対する調査研究を土台として、財政金融関連法制度整備を始めた。2001年、SWIFT (Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication) に加入し、2003年に会計法を制定して複式簿記原理を導入する一方、2005年には、国家予算収入法を制定し、企業の自己資金による生産設備の取得と処分を許可した。同時に2004年には、中央銀行法、2006年には商業銀行法、対外決済銀行口座規定などを制定し、金融改革を本格化した。

. 商業銀行制度導入と金融機関の役割変化

1. 朝鮮中央銀行と朝鮮貿易銀行

ア) 朝鮮中央銀行

中央銀行法、商業銀行法などの法律制定の核心は、中央銀行が担当してきた企業金融業務を商業銀行が担当するようになったことである。これまでの中央銀行の主要機能の

財政・金融制度改革動向

主要措置	年度	内容
SWIFT加入	2001	・現在、18個銀行加入
金融電算化	2001	・金融電算網の構築開始
7・1措置	2002	・価格および賃金現実化、為替評価切下げ(1ドル当たり2ウォン→150ウォン)、外貨引替券(兌換券)廃止
「会計法」制定	2003	・「簿記」に代わり「会計」という用語を使用、複式簿記導入
公債発行	2003	・解放以後最初の発行(財政赤字解消目的)
外貨交換所設置	2003	・個人保有外貨を市場為替で交換
「中央銀行法」制定	2004	・中央銀行の組織、機能などを法制化
「国家予算収入法」制定	2005	・企業の自己取得設備に対する処分権認定の許可 ・販売収入の自己使用、減価償却費徴収の免除 * 合作企業の場合、利益配当金の25%だけ国へ納付
「商業銀行法」制定	2006	・商業銀行の設立、業務、監督などを法制化
「対外決済銀行口座規定」制定	2006	・貿易銀行以外の対外決済銀行にも外貨口座開設を許可 ・貿易銀行は、すべての外貨口座登録および監督統制

(出所) 各種資料を基に、筆者作成

⁷ 中央日報、2004.3.16

ひとつであった機関・企業所対象預金および貸出業務が中央銀行法ではなく、商業銀行法に規定された。そのかわりに、中央銀行は金融機関を対象に与・受信を担当するように規定し、以前の中央銀行による直接金融提供のかわりに、商業銀行を通して資金を供給する方式に変化を予告している。

中央銀行は、以前と同じく毎年、貨幣発行規模と貨幣流通計画を国家承認を受け、通貨量を管理し、内閣に対して責任を負うが、通貨量は、金融機関の支払備金積立、金融機関に対する貸付、金融機関との貴金属・証券などの売買を通して、調節する方式に変わった。利率も中央銀行が基準利率と変動幅を決めて、その範囲内で商業銀行が与・受信利率を決めるように規定するようにし、商業銀行に制限的ではあるが自律性を与えた。同時に、以前の単一銀行制度では必要なかった金融監督機能が、商業銀行制度導入にともない、中央銀行法に新たに規定された。中央銀行は、金融機関設立承認、金融事業に対する監督・統制、金融情報交換などの業務を新規に行うことになった。

イ) 朝鮮貿易銀行

朝鮮中央銀行とともに朝鮮貿易銀行の機能も変化があることが予想される。朝鮮貿易銀行の機能変化を反映した朝鮮貿易銀行法も新たに制定されたことが推定されるが、まだ公開されていない。ただし、2006年11月に制定された「対外決済銀行口座規定」は貿易銀行機能変化の一面を見

せている。

過去、外貨管理法は、企業などの外貨口座は原則的に貿易銀行に開設するが、その他の対外決済銀行に開設する場合は、別途承認を受けるように規定した。しかし、「対外決済銀行口座規定」では、貿易銀行以外の対外決済銀行にも事前承認なしで外貨口座を開設することを許可⁸している。その代わりに、対外決済銀行に開設するすべての外貨口座は、朝鮮貿易銀行に登録⁹するようにした。中央銀行の役割の変化に応じて、貿易銀行機能も企業などの外貨口座を直接開設・管理するかわりに「対外決済銀行指導機関」としての役割に焦点をおく方向に変化した。

2. 商業銀行

ア) 商業銀行の機能

商業銀行法は、北朝鮮領域内に設立・運営する商業銀行が適用対象になる。特殊経済地帯での銀行設立と外国投資銀行の設立および運営は、商業銀行法ではなく、該当法規に従うように規定¹⁰して、商業銀行法制定が内部用であることを示している。商業銀行は、経営活動で独自性を持って独立採算制で運営するが、内閣の指導下で中央銀行の指導・統制を受ける。商業銀行を設立できる主体は、北朝鮮の機関・企業所・団体で、中央銀行の承認を受けて、商業銀行を設立¹¹することができるし、統合や解散の場合も中央銀行の承認が必要とする。

商業銀行の主要業務は、企業などの口座開設および管

商業銀行制度の導入後、朝鮮中央銀行の機能変化

以前（単一銀行制度）	変更（商業銀行制導入の後）
[一般中央銀行機能] ・ 通貨発行 ・ 通貨量調節	・ 以前と同一 - 但し、通貨量調節が中央銀行の直接調節から通貨政策を通して間接調節に変更
[国家財産管理機能] ・ 国庫出納 ・ 機関・企業所の固定財産登録管理	・ 商業銀行担当 - 但し、通貨量調節が中央銀行の直接調節から通貨政策を通して間接調節に変更
[商業銀行機能] ・ 機関・企業所を対象に与受信	・ 商業銀行担当 - 中央銀行は支給準備金・基準利息率調整、商業銀行貸付などを通じて管理
[金融監督機能] ・ 単一銀行制度上では不必要	・ 新たに規定化 - 金融機関設立承認、金融事業監督統制、債券発行登録管理、金融情報・統計分析

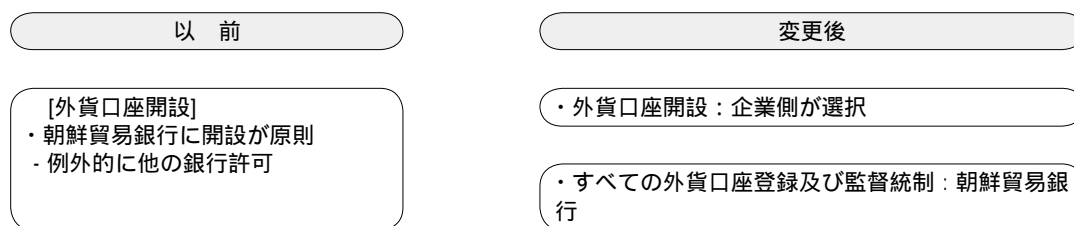
⁸ 「対外取引銀行口座規定」(2006.11.2 ?制定) 第6条

⁹ 「対外取引銀行口座規定」 第14条

¹⁰ 「商業銀行法」 第7条

¹¹ 「商業銀行法」 第9条、第10条

商業銀行制度の導入後、朝鮮貿易銀行の機能変化



理、与・受信および保証、対内外決済、外貨交換および売買、金融債発行および売買など¹²が規定されている。商業銀行の貸付資金の源泉は、自己資金、預金、

中央銀行借入金で、これらの金額の合計範囲内で貸出が可能である。したがって、理論上では、預金および支払準備金を活用して金融機関が信用を創出することもでき、これまでよりも金融機能の活性化が行われる余地が多くなった。

商業銀行の貸出は、担保または保証貸出を原則にする¹³。貸出時に提供することができる担保は、借主が自己資金で用意した動産または不動産であり、担保がない場合には、借主の上級機関および支払能力がある第三者の書面保証を要求している。これは、商業銀行の設立目的が企業らの自己資金による投資および生産活動の促進にあることを示している。ただ、上級機関保証を認めた条項は政策的な考慮による貸出を可能にし、商業銀行の不良債権の増加を招くこともありうるので、憂慮される。

その他、商業銀行は、取引者の信用確認および保証業務も取扱うことができる。取引者から経営状況の資料の提出を受けて信用を確認し、または保証することもできる。また、金融債券を発行して資金を募集し、または各種債券および外貨を売買することもできる。このような商業銀行法に現れた銀行の機能は制限的ではあっても市場経済体制の商業銀行の業務を受容しているといえる。

イ) 商業銀行の設立展望

現在、北朝鮮で商業銀行の設立の有無および中央銀行が取扱った与受信業務の商業銀行移管がどのくらい進んでいるかは具体的に知られていない。中国の場合、中央銀行である中国人民銀行と中国銀行、農業銀行など部門別の専門銀行との分離作業が先に行われて、その後部門別の銀行が商業銀行に転換される手順で商業銀行の制度が導入され

た。北朝鮮もこのような経路を経るのかは明らかではないが、中国よりは金融改革の条件は悪いのが現実である。

中国は、一貫した改革・開放の意志表明、改革・開放で蓄積された民間資本、外国人および海外華僑たちの活発な投資、高い経済成長率によって比較的順調に商業銀行制度が導入された。しかし、北朝鮮の場合、対外関係の悪化による外国人投資の不振、経済沈滞の長期間の継続、資本蓄積の微弱さなど諸般の経済条件が悪い。また住民たちの北朝鮮通貨および金融機関に対する信頼が失われており、計画部門と非計画部門間の為替と利率の格差、銀行の不良債権など金融環境も中国に比べて不利である。

このような、不利な条件にもかかわらず商業銀行法などの制定は、経済効率性向上のために经济管理方式を改善しようとする北朝鮮政府の意志が反映されたことなので、持続的に推進される可能性が高い。ただし、劣悪な金融改革の条件を勘案すると、商業銀行の本格的な設立が多少遅れたり、可能な部門から段階的に推進されることが予想される。商業銀行設立が、段階的に行われる場合、労働党など少数の権力機関以外に新規資本の形成は容易ではないので、これらの機関がすでに設立した対外取引専門銀行を中心に商業銀行が設立される可能性が高い。商業銀行や対外取引銀行が、北朝鮮通貨だけでなく外貨も取扱うように規定したことはこのような可能性を示している。

・北朝鮮金融改革の評価と課題

北朝鮮で、金融は经济管理と統制において核心的な役割を担っており、これによって金融は 唯一的な資金供給体系、単一銀行制度、ウォンによる統制を特徴としている。このような北朝鮮金融の特徴のうち、唯一的資金供給体系と単一銀行制度は商業銀行制度の導入によって、変化が不可避である。これは、社会主義計画経済の核心である

¹²「商業銀行法」第18条

¹³「商業銀行法」第26条

中央集権的資金管理システムの緩和、さらには財政から金融の分離、貨幣中心の経済体制への移行が始まったことを意味する。また商業銀行は、ウォン貨と外貨を同じく取扱うことができ、以前に厳格に区分されたウォン貨金融と外貨金融、対外経済と国内経済の厳格な分離が緩和された。これは、今後は対外経済の変化に対して、北朝鮮の銀行や企業が敏感な反応を見せるようになる可能性があることを示している。

商業銀行制度の導入は、北朝鮮の経済改革において、画期的進展であると思われるが、商業銀行法などには「ウォンによる統制」に必要な社会主義金融の要素が多く残っている。機関・企業所・団体がウォン貨および外貨のそれぞれ一つの口座だけ保有しなければならないという唯一口座保有義務や企業などの固定財産を銀行に登録しなければならない生産手段の登録義務などがそれである。

このような社会主義要素は、北朝鮮の中央銀行法および商業銀行法と中国の「中国人民銀行法」および「商業銀行法」を比べると明らかに現れる。中国の場合、1979年から中国銀行、農業銀行など国営銀行分離作業を始めて、1995年に商業銀行法などを制定した一方、北朝鮮の場合、商業銀行法を制定し、その後商業銀行の設立を始めることから

も言える。

北朝鮮で、商業銀行制度が導入、定着されるには多くの課題が残っている。まず経済全般で物価を安定させて、北朝鮮通貨に対する信頼度を高めなければならない。そして、商業銀行法に規定されたとおり金融情報保護および預貯金償還の確実性保障を通して、金融機関の信頼を回復しなければならない。また為替および利率の現実化を通して預金インセンティブが付与されて、適切でない貸出が発生しないように金融機関の独立性が確固として保障されなければならない。

これと共に、北朝鮮内部の資本蓄積が不足して、古い金融慣行から脱することができなかったことなどを勘案して、外国金融機関の誘致を通して金融改革にモメンタム（momentum）をいかす必要もある。そうではなければ、国家銀行の形式的な商業銀行化にとどまる可能性が高い。このような要件が充足されてはじめて商業銀行制度の導入が成功し、北朝鮮の経済発展の加速化に役立ちうるであろう。

[朝鮮語原稿をERINAにて翻訳]